第四十一条の次に次の一条を加える。

（建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等）

第四十一条の二　国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して同項の規定による指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建設業を営む者に対して同項の規定による指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材（建設工事に使用された資材をいう。以下この条において同じ。）に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等（建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。以下この条において同じ。）に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十二条の二第二項を次のように改める。

2　第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十二条の二第三項中「又は第二十四条の五第三項」を「、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項」に改める。

第四十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「含む。）」の下に「又は第十七条の二第一項から第三項まで若しくは第十七条の三第一項の認可」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第二号の二を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十九条中「第二十六条の十五」を「第二十六条の十六」に改める。

第五十一条第一号中「第二十六条の十一」を「第二十六条の十二」に改め、同条第二号中「第二十六条の十六」を「第二十六条の十七」に改め、同条第三号中「第二十六条の十九」を「第二十六条の二十」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、「第二十六条の二十」を「第二十六条の二十一」に改める。

第五十二条第一号中「まで」の下に「又は第二十六条の三第六項」を加え、同条第五号及び第六号中「第三十一条第一項」の下に「、第四十一条の二第四項」を加え、同条に次の一号を加える。

七　第四十一条の二第三項の規定による命令に違反した者

第五十四条中「第二十六条の十二第一項」を「第二十六条の十三第一項」に、「第二十六条の十二第二項各号」を「第二十六条の十三第二項各号」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条、第三条、第四十条関係）」に改める。

別表第二中「第二十六条の六」を「第二十六条の七」に改める。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第二条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「第四号」の下に「（同法第二十二条第一項に係る部分に限る。）」を加え、同条第二号中「第二十四条の七第一項」を「第二十四条の八第一項」に、「第二十六条若しくは第二十六条の二」を「第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項」に改める。

第十五条第一項及び第二項中「第二十四条の七第一項」を「第二十四条の八第一項」に改める。

第十七条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七条の二第一項及び第二十七条の十六第一項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた建設業法第三条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際許可又は許可の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に建設業法第三条第一項の許可を受けている者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けた者については、当該許可の有効期間の満了の日までは、引き続き第一条の規定による改正前の建設業法（次条において「旧建設業法」という。）第七条第一号に掲げる基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の建設業法（以下「新建設業法」という。）第七条第一号に掲げる基準に適合するものとみなす。

3　施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、新建設業法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　新建設業法第十九条の五の規定は、施行日前に締結された建設工事の請負契約については、適用しない。

5　新建設業法第四十一条の二の規定は、施行日前に同条第一項の建設業者又は建設業を営む者に同項に規定する建設資材を引き渡した同項に規定する建設資材製造業者等については、適用しない。

第三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に合格した者は、新建設業法第二十七条第二項に規定する第二次検定に合格した者とみなす。

2　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧建設業法第二十七条の二第一項の規定による指定を受けている者は、施行日において新建設業法第二十七条の二第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。